



令和 8 年度 中川区

「地域の底力を応援」



助成事業のご案内



締切令和 8 年

6 月 3 0 日 (火)

中川区内で取り組んでいる福祉活動やボランティア活動に対して、地域の皆さんからいただいた賛助会費や赤い羽根共同募金を財源に助成を行う事業です。

社会福祉法人 名古屋市中川区社会福祉協議会

この助成事業は、地域住民の皆さんより  
中川区の福祉のためにご寄付いただいたものを財源にしています。  
ぜひ、有効にご活用ください。



## 賛助会費とは…

福祉のまちづくりを進めるため、区社協独自のサービスや福祉事業を行うため、

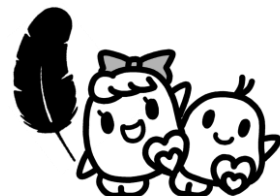
本会の趣旨にご賛同いただいた方にご協力をいただいています。

## 赤い羽根共同募金とは…

毎年10月から全国一斉に行われる募金運動で、12月からは歳末たすけあい募金も

併せて行われます。集まった募金は、中川区内の地域福祉活動や、

愛知県内の社会福祉施設の整備や災害時の備えなどに使われています。



## <審査会会場>

### 中川区休日急病診療所

(中川区役所東側)

- ◆地下鉄：東山線「高畑」下車 3番出口…北東200メートル 徒歩約3分
- ◆市バス「地下鉄高畑」下車…徒歩約3分

※原則、公共交通機関でお越しください。

## 社会福祉法人 名古屋市中川区社会福祉協議会

〒454-0875 名古屋市中川区小城町1-1-20 中川区在宅サービスセンター内

電話：352-8257 FAX：352-3825

メール：nakagawaVC@nagoya-shakyo.or.jp

ホームページ：<http://www.nakagawashakyo.jp>



## 審査方法

### 1 第一次審査（書類審査）

提出書類に基づいて審査します。

### 2 第二次審査（公開プレゼンテーションによる審査）

開催日時：令和8年8月3日（月）14：00～16：00

開催場所：中川区休日急病診療所

※プレゼンテーション終了後に行う審査会で、交付の可否や助成額について決定します。

審査会は、学識経験者・地域団体関係者・本会事務局などで構成されます。

審査結果については、後日通知します。また、助成金の交付は口座振込により行います。

※審査のポイント（下記①～⑤）をご確認のうえ申請してください。

はぐくみ ささえあい	①必要性	区民の福祉ニーズに合致していて、中川区の福祉推進に必要な事業・活動ですか？
	②財政状況	効率的・有効に経費が活用されていますか？ 営利を目的としていませんか？ 参加者や主催者の自己負担なく、助成金のみで運営していませんか？
	③広報	特定の会員だけを対象とした自助的な事業・活動ではなく、地域住民への広報や新しい参加者の募集を行っていますか？
はぐくみ	④協働性	今後、本会事業・地域福祉推進協議会・社会福祉施設・ボランティアグループなどと協働での取り組みができますか？
	⑤発展性	中川区内の助けあい・支えあい活動の発展が期待できる事業ですか？

## 審査手続

1 申請書（ささえあい活動助成：様式1、はぐくみ事業助成：様式2）の他、活動状況がわかる資料を添付して、本会までご提出ください。

申請書は、本会HP（<http://www.nakagawashakyo.jp>）からもダウンロードできます。

**締切** 令和8年6月30日（火） 必着

2 助成を希望する団体は、8月3日（月）開催の審査会に出席してください。

「ささえあい活動助成」は2分～5分程度、「はぐくみ事業助成」は10分程度の発表をしていただきます。欠席予定の場合申請は受け付けられません。また、当日欠席の場合も原則助成できません。ただし、申請の状況その他災害または感染症の発生の影響を踏まえ、その一部を書類審査のみで決定する場合があります。

- ★ ご提出いただいた申請書等は返却できませんので、ご了承ください。なお、申請内容について問い合わせをする場合がありますので、申請書等の写しを必ず保管してください。
- ★ 申請書の内容は個人情報を除き公開資料になりますので、記入にあたりご注意ください。
- ★ 申請書等に記載されている個人情報に関しては、本会個人情報保護規程に基づき、適正に管理します。

## 注意

申請にあたっては別紙「令和 8 年度中川区『地域の底力を応援』助成事業実施要綱」をよくご確認ください。

## 助成金の種類・金額

### 【ささえあい活動助成】

区民を対象とした地域福祉活動に対して助成を行います。1 団体につき、30,000 円を上限とします。ただし、いわゆる「ふれあい・いきいきサロン」の運営に類する活動に関しては、社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会が行う「ふれあい・いきいきサロン」助成制度との関係から 20,000 円を上限とします。なお、「ふれあい・いきいきサロン」の運営に類する活動への助成は、同じ団体への助成を連続・通算を問わず 3 回まで（令和 6 年度から起算）とし、それ以降は本事業の助成申請の対象外とします。

### 【はぐくみ事業助成】

子どもの健全な育成及び子どもや子育て家庭をめぐる課題を解決するための事業または生きづらさを抱えた当事者へのピアサポート支援などを行っている団体に対し助成を行います。

助成金額は、1 団体(1 事業)につき、80,000 円を上限とし、1 団体 1 回のみ助成とします。

(活動例) ひとり親世帯への教育支援活動、ひきこもりの人の社会参加を支援する活動等

## 助成対象

### (1) 法人格を持たない任意団体（ボランティアグループ等）

名古屋市・区社協ボランティア情報サイト「なごやボラねっと」または名古屋市市民活動推進センターに登録している、または今後登録を計画している団体に限ります。ただし、ささえあい活動助成における「ふれあい・いきいきサロン」の運営に類する活動についてはこの限りではありません。

### (2) 特定非営利活動法人（NPO 法人）

所轄庁に直近の事業報告書を提出している団体に限ります。

※助成の対象となる活動は、令和 8 年 8 月 3 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に中川区内で実施する事業とします。

### 次のような事業・活動は、助成の対象となりません

(1) 令和 8 年度中に、行政機関（名古屋市等）・名古屋市社会福祉協議会・名古屋市各区社会福祉協議会から、他の助成を受けている、または受ける予定がある事業または活動。

【例】サロン開設助成金・サロン運営助成金を申請した、または申請する予定があるサロン 等

(2) 介護保険法・障害者総合支援法の適用事業

(3) 営利を目的とする活動、申請団体が行う営利を目的とした他事業と明確に区別できない活動

(4) 活動の目的及び活動内容が、政治・宗教などに著しく偏っている活動

(5) 団体所属会員の互助や研修、またはそれに類する事業

(6) 人件費、家賃、光熱水費、通信費等の団体運営にかかる経費